

あなたを守り、あなたを支える 自賠責制度

私たちが「自賠責保険・共済」と言っているものの正式名称は、「自動車損害賠償責任保険・共済」といいます。この「自賠責保険・共済」は、公道を走るすべての自動車やバイクに、国が自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」）に基づいて強制的に加入を義務付けています。自動車やバイクを運転しているドライバーの皆さん、国が義務付けている「自賠責保険・共済」に入っていますか。万が一、交通事故を起こしてしまったり、大変なことになってしまいます。「自分は大丈夫」とは言い切れないのが交通事故です。今一度、「自賠責保険・共済」に加入しているか、または有効期限が切れていないかなど、セルフチェックしてください。

自動車損害賠償責任保険・共済証明書や青いステッカー、有効期限をチェック

一般的には自動車やバイクを購入したときに、必ず「自賠責保険・共済」に加入します。継続加入・更新の場合、普通の自動車であれば車検のときに加入状況などを確認されるので、そのときに必ず加入したり更新したりします。

しかし、250cc以下のバイク（軽二輪自動車と原動機付自転車）の場合は、車検制度がないため、第三者が加入状況などを確認することがありません。そのため、自分自身で「自賠責保険・共済」の加入状況などを確認しなければなりません。ときには有効期限が切れているのに気が付かず、うっかり運転し続けてしまうことがあります。「自賠責保険・共済」の有効期限が切れているときに事故が起こってしまったり、取り返しがつかないことになってしまいます。

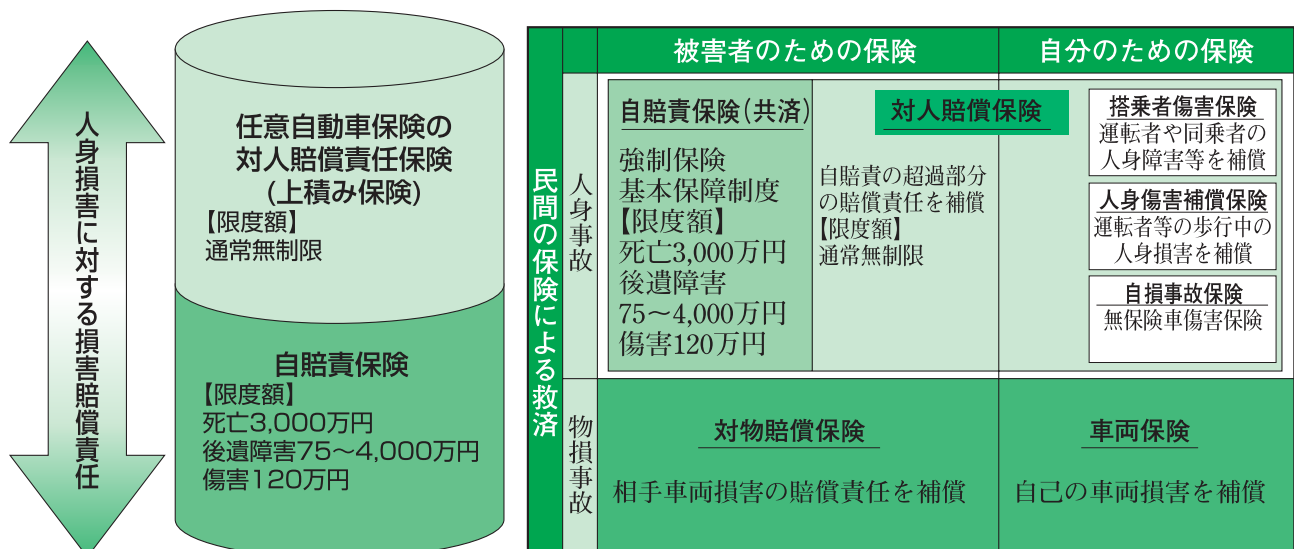
バイクの場合には「自賠責保険・共済」の契約をしたときに、必ず自動車損害賠償責任保険・共済証明書（以下、「証明書」と青いステッカー）



証明書を、いつでも取り出せるように自動車やバイクに積んでいなければなりません。また、バイクの場合には、青いステッカーを必ずナンバープレートなどに張り付けておかなければなりません。青いステッカーは「自賠責保険・共済」に加入していることの証（あかし）です。ちなみに、ステッカーの小さい丸の中の数字は期限となる「年（平成）」で、大きな文字は「月」を表します。ステッカーがはがされていたり、破損して読めなかったりしたときは、証明書で有効期間を確認して、契約した損害保険会社や共済協同組合の窓口などでステッカーの再発行の手続きをとって、もう一度ステッカーを張りましょう。

自賠責保険と任意保険

- 自動車に関する損害保険として、自賠責保険(強制保険)のほか、任意保険がある。
- 任意保険には、対人賠償保険、車両保険、対物賠償保険等がある。
- 対人賠償保険は、自賠責保険の限度額を超える損害を補てんする性格を有している。



(第1図) 自賠責保険と任意保険の関係

万が一、今使っているバイクの「自賠責保険・共済」の有効期限が切れていたら、今すぐ加入してください。加害者になってしまったから、未加入に気づいたのでは遅すぎるのです。

なお、平成14年4月の自賠責法改正で、罰則が強化されています。例えば、証明書を自動車やバイクに積まずに運転してしまっただけで30万円以下の罰金が課せられます。また、有効期限が切れたまま自動車やバイクを運転すると1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられます。さらに、免許停止などの処罰の対象にもなります。

「自賠責保険・共済」は「対人保険」

現在、「自賠責保険・共済」の賠償金の最高限度額は、一事故一人につき、死亡が3千万円、重度の後遺障害が4千万円、傷害が120万円と決められています。1回の交通事故で何人もの被害者が出た場合でも、一つの「自賠責保険・共済」でカバーしてくれません。ところで、「自賠責保険・共

済」に入っていれば、とりあえず車の修理代は出るだろう」と勘違いをされている方が意外に多いようですが、この「自賠責保険・共済」はあくまで「対人保険」です。保険金・共済金の支払いができるのは「他人」に対する損害だけですから、車やガードレールなどの「物品」に対する損害（物損）や、自分の体、自分の車に対する損害は自分で支払うしかありません。「自賠責保険・共済」とは、あくまで「人に対する基本的な賠償をカバーするもの」であると理解しておきましょう。また、「自賠責保険・共済」は基本的な損害をカバーしますが、限度額を超えた部分の損害については「任意保険」でカバーすることが必要です（第1図参照）。「任意保険」には、物品、自分の車などに対するものもあるので、自分の意思で必要な任意保険を選び、加入するようにしてください。

あなたの身を守る

「自賠責保険・共済」

「自賠責保険・共済」の契約は、損害保険会社や共済協

同組合はもちろん、保険会社の代理店をしている自動車販売店で取り扱っています。また250cc以下のバイクについては、一部の郵便局やコンビニエンスストアなどでも手続きができます。

過去10年間、交通事故死者数は年々減り続けて平成17年は6,871人となりました。ところが、交通事故発生件数をみると、6年連続して90万

件を超えて平成17年は約93万3,800件。負傷者も115万人を超えています（左表参照）。あなたは、まさかの交通事故を起こしたときに、多額の賠償金を支払うことができずか。あなたの身を守るためにも、「自賠責保険・共済」の有効期間を確認し、期限が切れていればすぐに加入してください。

交通事故発生件数及び交通事故における死傷者数の推移について

年	交通事故発生件数 (千件)	死者数 (人)	負傷者数 (千人)
平元	661.4	11,086	814.8
2	643.1	11,227	970.3
3	662.4	11,105	810.2
4	695.3	11,451	844.0
5	724.7	10,942	878.6
6	729.5	10,649	881.7
7	761.8	10,679	922.7
8	771.1	9,942	942.2
9	780.4	9,640	958.9
10	803.9	9,211	990.7
11	850.4	9,006	1,050.4
12	931.9	9,066	1,155.7
13	947.2	8,747	1,181.0
14	936.7	8,326	1,167.9
15	948.0	7,702	1,181.4
16	952.2	7,358	1,183.1
17	933.8	6,871	1,156.6

